



2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
一 (略)	(略)	(略)
二 <u>地上一般放送局</u> 、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局	別表第二号第2	別表第二号の二第2
三～十五 (略)	(略)	(略)

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

区分	書類
一 基幹放送局、 <u>地上一般放送局</u> 、標準周波数局、特	無線局事

2 (同上)

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
一 (同上)	(同上)	(同上)
二 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局	(同上)	(同上)
三～十五 (同上)	(同上)	(同上)

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 (同上)

区分	書類
一 基幹放送局、標準周波数局、特別業務の局、固定	(同上)

別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）に限る。）及び気象援助局	項書及び 工事設計 書の写し 二通
二 (略)	(略)

2 (略)

(空中線電力の指定)

第十条の三 法第八条第一項第四号の空中線電力の指定は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり行うものとする。

区分	空中線電力
一～六 (略)	(略)
七 <b>地上一般放送局及び特定実験試験局</b>	当該無線局が送信に際して使用できる最大の値の空中線電力（実効輻射電力又は等価等方輻射電力を併せて指定する。）
八 (略)	(略)

局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）に限る。）及び気象援助局	
二 (同上)	(同上)

2 (同上)

(空中線電力の指定)

第十条の三 (同上)

区分	空中線電力
一～六 (同上)	(同上)
七 特定実験試験局	(同上)
八 (同上)	(同上)

(再免許の申請)

第十六条 再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。

一〜五 (略)

六 将来の業務計画等(電気通信業務用無線局(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局(エリア放送(放送法施行規則第四百二十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。))を行う地上一般放送局を除く。))をいう。以下同じ。))及び陸上移動中継局(専用陸上移動中継局(基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。))を除く。))に限る。))

七〜十 (略)

2〜5 (略)

(申請の期間)

第十七条 再免許の申請は、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。))にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上一年を超えない期間、地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。))及び特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期

(再免許の申請)

第十六条 (同上)

一〜五 (同上)

六 将来の業務計画等(電気通信業務用無線局(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局をいう。以下同じ。))及び陸上移動中継局(専用陸上移動中継局(基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。))を除く。))に限る。))

七〜十 (同上)

2〜5 (同上)

(申請の期間)

第十七条 再免許の申請は、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。))にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上一年を超えない期間、特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以内である無線局については、その有効期間満了前一箇月までに行うこと

間が一年以内である無線局（地上一般放送局を除く。）については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。

がである。

2 (略)

2 (同上)

別表第二号第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号第1 (同上)

1～6 (略)

1～6 (同上)

注1～26 (略)

注1～26 (同上)

27 (略)

27 (同上)

表 (略)

表 (同上)

(1)～(3) (略)

(1)～(3) (同上)

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

(4) (同上)

	氏名 又は 名称	総議 決権 に対 する 比率	(A)が基幹放送事業者 の <u>10分の1を超える</u> 議 決権を有する場合、当 該事業者の名称	備考
10分の1を超 える議決権を 有する者 (A)		%		
うち(A)の 有する議決		%		

	氏名 又は 名称	総議 決権 に対 する 比率	(A)が基幹放送事業者 の <u>10分の1を超えるの</u> 議決権を有する場合、 当該事業者の名称	備考
10分の1を超 える議決権を 有する者 (A)		%		
うち(A)の 有する議決		%		

権と計算される議決権を有する者 (B)				
------------------------	--	--	--	--

(注1)～(注4) (略)

(5)～(18) (略)

28 (略)

29 29の欄の記載は、次によること。

(1) 都道府県一市区町村コードの欄は、放送区域（下記注30の(3)のアの(イ)の周波数によるものとする。）が一都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶ場合は都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶ場合は市、区、町又は村を単位に、都道府県コードを記載すること。この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満（ただし、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第二章に規定するデジタル放送（以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。）を行う基幹放送局の場合は10ワット未満。注31において同じ。）であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

(2) (略)

30～36 (略)

別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無

権と計算される議決権を有する者 (B)				
------------------------	--	--	--	--

(注1)～(注4) (同上)

(5)～(18) (同上)

28 (同上)

29 (同上)

(1) 都道府県一市区町村コードの欄は、放送区域（下記注26の(3)のアの(イ)の周波数によるものとする。）が一都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶ場合は都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶ場合は市、区、町又は村を単位に、都道府県コードを記載すること。この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満（ただし、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第二章に規定するデジタル放送（以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。）を行う基幹放送局の場合は10ワット未満。注31において同じ。）であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

(2) (同上)

30～36 (同上)

別表第二号第2 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移

線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(略)

1～3 (略)

注1～24 (略)

25 24の欄の記載は、次によること。

(1)～(8) (略)

(9) エリア放送を行う地上一般放送局にあつては、「エリア放送の業務区域は別添のとおり。」と記載し、エリア放送の業務区域を記載した地図を添付すること。また、地上基幹放送(中波放送、短波放送及び超短波放送を除く。)の受信を目的とする受信設備に混信又は障害を与えないことが確認できる書類を添付すること。

(10) (略)

26～29 (略)

別表第四号 無線局免許承継申請書の様式(第20条の3の2関係)

第1 申請書

無線局免許承継申請書

動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(同上)

1～3 (同上)

注1～24 (同上)

25 (同上)

(1)～(8) (同上)

(9) (同上)

26～29 (同上)

別表第四号 無線局免許承継申請書の様式(第20条の3の2関係)

第1 申請書

無線局免許承継申請書

(略)

記

1～8 (略)

9 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力(別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。)

10 (略)

第2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年四月二日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十五年三月三十一日までの間においては、この省令による改正後の無線局免許手続規則第十七条第一項の規定にかかわらず、地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下同じ。）の再免許の申請は、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前一箇月以上二箇月を超えない期間において行わなければならないものとする。

(同上)

記

1～8 (同上)

9 (同上)

第2 (同上)